

日本工学会 CPD ガイドライン案パブリックコメントの回答

== 各意見およびそれに対する回答 ==

【意見 1】

私は、技術士 CPD 制度および土木学会 CPD 制度の創設に関わり、諸外国の CPD を調査した経験があります。その後これまで土木学会の継続教育、および、建設系 CPD 協議会にも関わっています。この間約 10 年の経緯を踏まえて、今回のガイドラインの重要性をよく理解している。そこで、以下のとおり、コメントいたします。是非、検討くださいますようお願い申し上げます。

提案のガイドラインに替えて、PDCA サイクルによる研鑽の継続をガイドラインで奨励することを是非ご検討ください。理由は、技術者本位の CPD 支援用ガイドラインとするためです。たとえば、①CPD の範囲の項で、形態を縛っている一方、範囲に入れば一義的に CPD とすることには不合理があります。②目的に対して必然性が不明である研鑽実績の記録、登録を求めている点も意義が不明です。③点数技術者と資格者の違いを意識する必要があります。ガイドラインは技術士などの資格者に対する CPD がひな形と思われるますが、そうでない技術者に要求するのは縛り過ぎと思われるます。など。

PDCA サイクルによる CPD については、添付の英国の ICE の仕組みが参考になるので資料を添付します。是非、ご覧ください。この資料は下記からダウンロードしたものです。

(注：URL を記載いただいておりますが、現在は見られませんが省略します)

この資料は、11 月 16 日の建設系 CCPD シンポジウムで紹介されています。日本語訳は、建設系 CPD 協議会の事務局である土木施工管理技士会連合会の猪熊氏または金澤氏に依頼すれば入手出来ます。

【回答 1】

本ガイドラインは主として CPD 協議会に入会している学協会や関連学会用であり、資格者だけに限定したものではありません。

PDCA サイクルによる CPD は個人が行っていくものであり、学協会用の今回のガイドラインでは触れないこととしました。

【意見 2】

1. 定義

(8) CPD 登録技術者 (P2)

会員学協会に CPD 実績を集積するために登録する以下の者をいう。

① 会員学協会の個人の会員

② CPD 実績を登録するために会員学協会に登録した会員外の技術者

→SICE では、会員外の技術者は登録できない。会員外の者を登録する必要はないと考える。システムは、会員 ID がないと入れない。

日本工学会に対して、「特に定めた場合は」を挿入するよう修正要求をする。

2. CPD 記録の取扱い

(2) 受講証明書の発行 (P3)

CPD プログラム提供学協会は、受講者の求めに応じて、CPD 受講証明書を発行する。

→SICEでは、通常 受講証明書は発行しないが、予め特別に要望があれば発行できる。(現状で可)

3. CPD 登録実績の取扱い

(1) CPD 登録実績の保存 (P4)

ホーム学協会は、CPD 登録技術者のCPD 実績を登録できるシステムを整備するとともに、技術者が登録したCPD 登録実績を集積し、最低限5年間保存する。

(注) 登録できるCPD 実績には、ホーム学協会以外で実施したCPD 実績も含む。

→SICEでは、協賛等の場合のみ他学会が実施したイベントを実績として認めている。

日本工学会に対して、「予め認めた場合には」を挿入するよう修正要求をする。

(2) CPD 登録実績の証明 (P4)

ホーム学協会は、CPD 登録技術者の求めに応じて、CPD 登録実績証明書を発行する。

【CPD 登録実績証明書記載事項および証明書の例】

A. 証明書記載事項

1. CPD 登録技術者のデータ (氏名、登録番号)

2. 対象期間

3. CPD 登録実績合計

4. CPD 登録実績の内訳

→SICEでは、内訳を書くようになっていないが、改訂は可能。検討する。

5. CPD 活動の促進

(1) 技術者に対する支援 (P5)

CPD 協議会および加盟の学協会は、技術者がCPD 活動に取り組み、自己の能力向上を図るよう働きかけるとともに、企業に対しても技術者にCPD 活動を奨励するよう働きかける。また、CPD 協議会は、国が技術者のCPD 活動に係る施策を講じる場合には積極的に関与する。

CPD 協議会は加盟学協会に、以下の①～③の運用を推奨する。

① 技術者のCPD 活動を支援するために、技術者が直接アクセスして、幅広くCPD 活動に関する情報が得られるようなウェブサイトを用意する。

② 技術分野ごとに、分野別CPD 協議会を結成する。

③ 技術者の研鑽の指針となるCPD 活動に係るロードマップを作成する。

また、CPD 協議会は、会員学協会が提供するCPD プログラムに関する情報が日本工学会のHP から見るができるよう環境を整備する。

→SICEでは、日本工学会のHP から見るができるようになっていない。リンクするための具体的な方法を検討する必要がある。日本工学会に対して、修正要求はしない。

(2) 技術者資格 (P5)

技術者資格の取得は技術者のCPD活動の目標になり得ることから、CPD協議会は、会員学協会が独自の技術者資格制度を制定することを強く推奨する。特に、資格のランクと関連付けたCPD活動に係るロードマップを作成し、各ランクの資格取得者が取り組むべきCPD活動のあり方を提示することが望まれる。

→SICEでは、各段階の計測制御エンジニアが、取り組むべきCPD活動のあり方を提示してはいない。提示するべきかどうか、検討を要する。日本工学会に対して、修正要求はしない。

参考2 CPD プログラムの品質保証ガイドライン(案) (P9)

2. CPD プログラムのレベル

- ・ CPD プログラムのレベル（上級、中級、初級等）を表示していること

→SICEでは、講習会等でレベルを明示はしていない。どう対応するか検討する。

日本工学会に対して、修正要求はしない。

3. 受講対象者

- ・ 受講対象者について、必要な基礎知識・経験などの必要条件を明示していること

→SICEでは、講習会等でレベルを明示はしていない。どう対応するか検討する。

日本工学会に対して、修正要求はしない。

4. アウトカムズ

- ・ CPD プログラムを受講した後、どのような能力向上が期待できるかを明示すること

→SICEでは、どのような能力向上が期待できるかを明示はしていない。現状でよいのではないかとと思われる。ガイドラインなので、日本工学会に対して、修正要求はしない。

7. 目標達成度の評価方法

- ・ 受講者のCPD プログラム学習目標の達成度を評価するテスト、演習、実習などの方法が明示されていることが望ましい

→SICEでは、達成度を評価する方法について明示はしていない。現状でよいのではないかとと思われる。ガイドラインなので、日本工学会に対して、修正要求はしない。

【回答2】

CPD 登録技術者の定義について、会員に限定しない場合を想定しておりますが、SICE（計測自動制御学会）のように、会員に限定するかどうかは各学協会の判断に委ねたいと思います。

他学協会でのイベントを CPD 実績として認めるかどうかについても、本ガイドラインは他学会でのイベントを CPD 実績として認める場合を想定して作成していますが、各学協会で任意に決めることのできる事項と考えております。

【意見3】

【意見】「参考2 CPD プログラムの品質保証ガイドライン(案)」を読んでもみると、学協会では特別な教育プログラム・研修講座を開設し、これに技術者が受講していくシステムのように感じられます。もしそうだとするとあまり現実的ではないように思えます。例えば今年度、教員免許更新制度に係る教員研修講座が実施されましたが、講座を準備する方も、受講料を払って参加する方も楽な話ではありませんでした。それでも免許更新のための必要条件でしたので受講者はいましたが、CPD は現時点では資格継続等とは結びついていません。となると苦勞して教育プログラムを開設してもほとんど受講者がいないという結果にならないでしょうか。

現状では学協会が日常的に開催している学会大会、論文誌、講演会などを受講することをもって CPD ポイントを認定するのが現実的かと思えます。そうだとするとガイドラインに謳われている内容を満たすのは難しいように思えます。ガイドラインの基準をご検討いただければと思います。

【要望】ある教育プログラム受講での CPD ポイントが、申請する学協会で異なると苦情がでると思います。日本工学会で各イベントに対する CPD ポイントの基準を作成していただけないでしょうか。

【回答3】

「CPD プログラムの品質保証ガイドライン」は一般的な個別の講習会や研修会などを対象としておりますが、いわゆるコース制の教育プログラムも含まれると考えていただいて結構です。

CPD ポイントの付与については各学協会がそれぞれの方針の下にそのルールを任意に定めており、同じ講習を受けても、学協会間でそのポイントが異なることもあります。CPD ポイントの基準の作成については、各学協会の方針にも関わることであり、日本工学会としては当面行う考えはありません。

【意見4】

掲題の件、所属の協会（の理事会に相当する機関）に紹介し、コメントを求めました。

寄せられた意見として、CPD という言葉および概念は未だ広く行き渡っているとは言えない状況なので「表題の下に、副題もしくは短い文言で CPD の説明を入れた方が良い」というものです。学協会間で温度差はあろうと思いますが、正鵠を射た指摘と思います。

【回答4】

ご提案に従って、以下の CPD の定義を表題の下に追記しました。

「CPD とは、Continuing Professional Development の略で、技術者が自らの技術力や研究能力向上のために自分の能力を継続的に磨く活動を指し、継続教育、継続学習、継続研鑽などを意味する。」

【意見5】

CPD ガイドラインについて気付いた点を申し上げます。

「CPD プログラム」という「会員学協会が提供するもの」を持ち込んでいる為に会員学協会が提供しないものとダブルスタンダードの形になっていて大変分かり難いガイドラインです。

従って章の構成を分かり易く分けて頂きたい。

即ち 2項「CPD 記録の取扱い」

4項「CPD プログラムの質の保証」

参考2「CPD プログラムの品質保証ガイドライン（案）」は「会員学協会が提供する CPD 行事に関するガイドライン」とでもして別の章立てにすると理解し易くなると思われれます。

1章 定義

2章 会員学協会が提供する CPD 行事に関するガイドライン

（上記2項、4項、参考2）

3章 CPD 活動に関するガイドライン

（3項、5項、6項、参考1）

としては如何でしょうか？

6項 19行目に「最先端の技術までカバーした CPD プログラムを」と述べているが、主語は企業が提供・実施するものであり、また 22行目に「一企業では対応しきれない分野の CPD プロ

グラムに」とあるのは主語が一般と解釈されるので、定義によればこれらは「CPD プログラム」と言わない筈です。従って別の用語を充てるべきでしょう。

【回答5】

章立てについては、ご提案を尊重し、変更しました。

用語の定義に関するご指摘に従って、当該箇所の「CPD プログラム」を「研修プログラム」に修正しました。

【意見6】

1. 各学協会が整合の取れた CPD ガイドラインの制定
 - ・ CPD の相互の認証
 - ・ 資格の同一化（レベル、階層構造、昇格基準等）
 - ・ DB の共有化
 - ・ CPD 重み係数（WF）の統一化
2. 学協会の資格および制度の必要性のアカウンタビリティ
 - ・ 社会への認知、浸透
 - ・ 学協会相互の認定が必要
3. CPD プログラムの品質保証ガイドライン(案)の事例または具体例を示して下さい

【回答6】

CPD の相互認証については、学協会間の問題であり、各学協会の方針にも関わりますので、一律に条件を設定して相互認証を行うことは難しいと思われませんが、CPD に取り組む技術者・研究者の利便性向上の面から関係する学協会間において CPD プログラムの相互認証に取り組んでいただくことは意義あるものと考えます。

資格の同一化は、今回のガイドラインでは対象外としています。

DB の共有化はセキュリティの問題もあり困難と考えます。

CPD 重み係数も各学協会では考え方が異なり、統一化は難しいと考えます。

資格については、技術者資格制度を制定した学協会に対し、当該資格の社会への認知・浸透に努めていただきたい旨を記載しました。

CPD プログラムの品質保証ガイドライン(案)の事例または具体例については、特に必要ではないと考え、掲載していません。またあまり具体例で示さないほうがいいのではないかとも思います。

【意見7】

標記の件につきまして、以下に日本技術士会研修委員会からの意見を添付いたします。

1. 「5. CPD 活動の促進 (2) 技術者資格」 P. 5 ページ 最初の 4 行

[コメント]:

『・・・目標になり得ることから、CPD協議会会員学協会は、会員学協会が独自の技術者資格

~~制度を制定することを強く推奨する。特に、各種の資格制度のランクと関連付けた CPD 活動のあり方や CPD 活動に係るロードマップを作成し、各ランクの資格取得者が取り組むべき CPD 活動のあり方を提示することが望まれる。一例として、・・・』~~

[理由] :

本ガイドラインは、各学協会に資格制度を制定することを要請しているが、資格がしっかりした理念と仕組みがないと、資格そのものを取得しようとする動機に繋がらず、結果、CPD との関連付けが曖昧になってしまう恐れがある。既存の資格制度を技術者のキャリアアップのツールとして最大限活用することが効果的と考える。

2. 「6. 学協会が CPD 活動を推進する意義」 P. 6 ページ 下から 6 行－4 行

[コメント] :

下記の文章を削除。

『また、技術者の人としての資質向上に関わる内容については日本工学会等が中心となって推進することを検討する必要がある。』

[理由] :

例えば、技術者倫理に関する CPD プログラムのようなものは、各学協会でも積極的に推進しているところであり、プログラムの内容について日本工学会が中心になって推進していくというのは、日本工学会以外の学協会における取組みが枠外になってしまう。

本ガイドラインでは、日本工学会が中心になって、プログラムの内容や提供等に関して、会員学協会間での連携等について検討することをよいと考える。

3. 「参考 2 CPD プログラムの品質保証ガイドライン(案)」 P. 6 ページ 題目の次

[コメント] :

条文前に目的文が必要、例えば(案文)、

『会員学協会が提供する CPD プログラムが一定の品質を保証できるよう、会員学協会は、以下のような事項について配慮することが望ましい。』

[理由] :

品質保証ガイドライン(案)の冒頭にこのガイドラインの目的を書くことによって、読み手が理解し易い。

【回答 7】

資格制度については、技術者資格と CPD 活動は深く関わっていることから、ガイドラインにあるように制定を推奨したいと考えています。(当該箇所の表題を「(2) 技術者資格と CPD 活動」に変更しました。)

技術者の資質向上に関わる部分については、「技術倫理協議会」事務局が日本工学会に移行したこともあり、日本工学会にも相応の役割が期待されます。なお、「技術者の人としての資質向上に関わる内容」については「技術者の人間力強化に関わる内容」と修正しました。

CPD プログラムの品質保証ガイドラインにその目的の文章を加えることについては、ご提案の案文を採用させていただきました。

以上